

就労証明書

板橋区長 宛

証明日 西暦 年 月 日
事業所名
代表者名
所在地
電話番号
担当者名
記載者連絡先

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※押印は不要となりました

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

※裏面の重要事項もご確認ください。

Main form with 18 numbered sections: 1. 業種, 2. フリガナ/本人氏名, 3. 雇用(予定)期間等, 4. 本人就労先事業所, 5. 雇用の形態, 6. 就労時間, 7. 就労実績, 8. 産前・産後休業の取得, 9. 育児休業の取得, 10. 産休・育休以外の休業の取得, 11. 復職(予定)年月日, 12. 育児のための短時間勤務制度利用有無, 13. 保育士等としての勤務実態の有無, 14. (雇用契約の)満了後の更新の有無, 15. 入所内定時育休短縮可否, 16. 育休延長可否, 17. 単身赴任期間(予定含む), 18. 備考欄

板橋区ホームページに本様式のPDF版・Excel版・記載要領・記載例を掲載しています。

「板橋区役所トップページ>子育て・教育・生涯学習>子どもを預ける>認可保育施設のご案内>令和8年度入所案内>申込み手続きに必要な書類一覧(令和8年度)」

【問い合わせ先】板橋区保育サービス課入園相談係 電話 03-3579-2452

19	保護者記載欄	児童名	生年月日	施設名	<input type="checkbox"/> 利用中
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)
		児童名	生年月日	施設名	<input type="checkbox"/> 利用中
			年 月 日		<input type="checkbox"/> 申込中(第一希望)

【重要】記入する際に必ずご一読ください

この用紙は給付認定や施設・事業所利用等にあたり必要な書類です。
 就労証明書は、勤務先の事業者による作成をお願いいたします。(自営業者を除く)
 自営業の方は、自営業の証明書(開業届等)を添付してください。
 就労先事業者等に無断で作成したとき、虚偽の記載や証明書の偽造・改ざんを行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

<記載される就労事業者等の方へ>

- ・板橋区ホームページに本様式のPDF版・Excel版・記載要領・記載例を掲載しています。
 また、記載時によくある問い合わせも掲載していますので、ご確認ください。
 板橋区役所トップページ>子育て・教育・生涯学習>子どもを預ける>認可保育施設のご案内
 >支給認定の現況届出(継続通園)手続きについて
- ・記載内容について保育サービス課から証明元に確認をさせていただく場合があります。
- ・訂正がある場合は、訂正部分に二重線を引き、余白に正しい内容をご記載ください。
 修正液等で訂正した場合は無効となります。



又和証定の現況届出(継続通園)手続きについて

～～～記載にあたって特に注意していただきたいこと～～～

項目6「就労時間」

実績ではなく、雇用契約に基づく就労日数・時間を記載してください。育児短時間勤務制度を利用している場合でも、制度利用前の雇用契約上の就労日数・時間を記載してください。
「合計時間」には休憩時間を含めてください。

項目7「就労実績」

有給休暇は日数と時間数に、休憩時間・残業時間は時間数に含めてください。
 1時間に満たないものは、切り捨ててください。
 勤務開始3か月未満の場合、実績のある月のみ記載してください。
 採用内定などの場合は未記入で構いません。
 産休・育休等で休業中の方は、休業前3か月の実績を記入してください。

項目14「備考欄」

以下にあてはまる場合や、その他記載しておきたい事項がある場合は備考欄に記載してください。
 ・退職が決まっている場合は、退職年月日を記載してください。
 ・妊娠悪阻等により、就労実績等が不足している場合は、その旨を記載のうえ、さらに遡った月の実績を記載してください。
 最大12ヶ月まで遡れます。
 ・上の子の育児休業から連続して育児休業を取得している場合は、上の子の育児休業期間も記載してください。
 ・区立保育園の月極め延長保育を申請する場合は、「項目7」に記載した直近3ヶ月の残業日数・時間をご記載ください。

<保護者の方へ>

提出する前に、証明事項に誤りがないかご確認ください。